

## システム開発（変更）計画書

総務管理課 入退室管理システム

1	開発システム名（ <b>新規</b> ・変更）	入退室管理システム
2	目的	本庁舎の入退室権限を明確にすることで、時間外・夜間の本庁舎への入退室や、本庁舎内でセキュリティが必要なエリアへの入退室を管理するとともに、入退室記録を残すシステムを導入し、本庁舎のセキュリティを確保することを目的とする。
3	開発システム概要	令和4年2月に竣工する新庁舎に設置。専用ネットワークによるセキュリティ監視装置、管理サーバー、カードリーダーなどで構成。非接触ICカードをカードリーダーにかざす、または手の静脈を生体認証装置にかざす認証操作により、登録IDと照合を行い、照合確認できれば、電気錠による扉を解錠。管理者端末での遠隔操作による施解錠も可能。カード操作履歴はデータベース化され、管理者による確認が可能。
4	現状・問題点及び開発の必要性	平成17年（2005年）4月個人情報保護法施行に際し、個人情報保護委員会が示したガイドラインの中の安全管理措置のひとつに「物理的安全管理措置」があり、その手法の例示として入退室管理の実施が挙げられていることから、令和4年5月からの新庁舎供用開始に併せて導入するもの。
5	記録項目	氏名、管理番号（半角数字16桁。正規職員は、職員番号と再発行番号、正規職員以外は、所属コード、通し番号、再発行番号で構成予定）、静脈データ
6	出力帳票	
7	開発の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者の侵入防止</li> <li>・情報漏洩の防止</li> <li>・セキュリティ対策のコスト削減（庁舎の集中管理が可能）</li> </ul>
8	外部への資料提供	<p>職員、市議会議員、本庁舎において業務を行う必要があると認められる者（委託・派遣社員、指定管理者社員、職員共済会職員、職員労働組合（自治労連・自治労）書記などを想定）の「氏名、所属、職員番号（職員のみ）、性別（ロッカー・シャワールームを利用する者のみ）、静脈データ（サーバールームを利用する者のみ）」</p> <p>（職員等がカードを忘れた場合、中央監視室にて開錠の是非を確認するために事前に庁舎総管理の受託業者、再委託先の警備会社にデータ提供するもの）</p>
9	非開示事項	
10	委託処理	
11	管理責任者	総務管理課長 原田 研治
12	実務責任者	総務管理課 副課長 田中 晶子

○カードリーダー 52台

設置階	台数	主な設置場所
1階	11台	時間外利用出入口、廊下（執務室への入口）
2階	7台	廊下
3階	14台	対話室、市長室・副市長室への連絡通路
4階	8台	シャワールーム
5階	9台	サーバールーム及び議会事務局入口
エレベーター3基	3台（各1台）	

※その他各階設置場所：書架、会議室、職員休憩室、職員ロッカー

○生体認証装置 1台（5階サーバールームへの通路となるデジタル市役所推進課入口の廊下）

○ICカード貸与対象者 約1,600人

- |  |        |
|--|--------|
| ① 正規職員   | 1,200人 |
| ② 臨時的・会計年度任用職員                                 | 196人   |
| ③ その他【市の直接雇用ではない者】                             | 113人   |
| 本庁で業務の必要がある委託・派遣社員、指定管理者社員<br>職員共済会職員、職員労働組合書記 |        |
| ④ 宇部市議会議員                                      | 28人    |
| ⑤ 宇部市記者クラブに加入している報道機関記者                        | 7人     |
| ⑥ その他必要と認める者（臨時カード、再貸与用）                       | 56人    |

→使用者ごとに入退室権限を設定することで、セキュリティレベルを向上させる。

個人情報保護に関する法律（抜粋）

（安全管理措置）

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

→具体的には、個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」の「講ずべき安全管理措置の内容」に、講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法例が示されている。

【ガイドラインに規定された安全管理措置】（抜粋）

1 組織的安全管理措置 2 人的安全管理措置 3 物理的安全管理措置 4 技術的安全管理措置  
講じなければならない措置

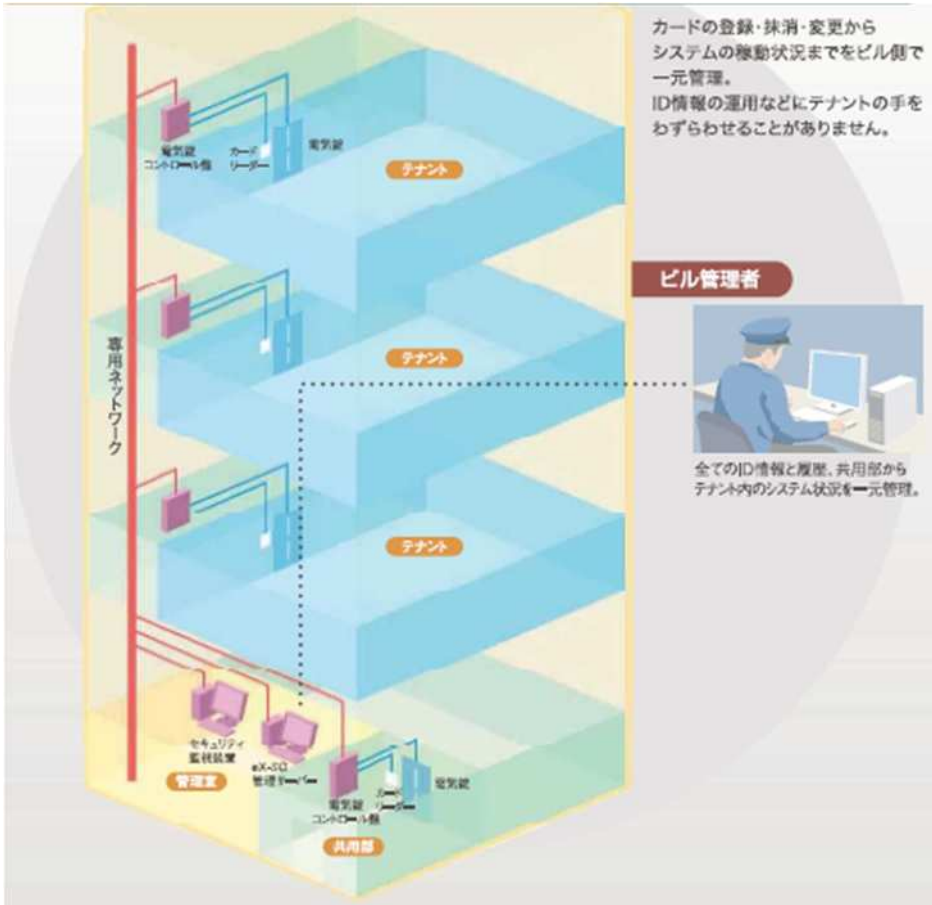
（管理区域の管理手法の例）

・入退室管理及び持ち込む機器等の制限等

なお、入退室管理の方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。

## 入退室管理システムについて

### システム構成（イメージ）



### ICカード使用イメージ



※ ICカード：ソニーの非接触 IC カード技術方式「FeliCa」

（「Suica」などの交通系 IC カード、電子マネー「楽天 Edy」「nanaco」「WAON」などで利用）

様式第1号（第6条及び第7条関係）

## 個人情報取扱意見照会書

令和4年（2022年） 月 日

宇部市個人情報保護対策審議会長 様

（実施機関名）宇部市長 篠崎 圭二

宇部市個人情報保護条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

実施機関名	宇部市	担当課	総務管理課
区分	① 個人情報の収集		② 個人情報の提供
個人情報取扱事務の名称及び概要	(名称) 入退室管理システム (概要) 令和4年5月から供用開始となる宇部市役所新庁舎で導入する入退室管理システムでは、職員等が個人ごとに配付されるICカードをカードリーダーにかざす、または手の静脈を生体認証装置にかざす認証操作により開錠・施錠するシステムを構築する。そのために、以下の個人情報の登録が必要となる。		
対象となる個人情報	職員、市議会議員、本庁舎において業務を行う必要があると認められる者（委託・派遣社員、指定管理者社員、職員共済会職員、職員労働組合（自治労連・自治労）書記などを想定）の「氏名、所属、職員番号（職員のみ）、性別（ロッカー・シャワールームを利用する者のみ）、静脈データ（サーバルームを利用する者のみ）」		
収集又は提供しようとする理由	(収集) 入退室管理システムの登録のため (提供) 職員等がカードを忘れた際、中央監視室にて開錠の是非を確認するため、事前に本庁舎総合管理の受託業者、再委託先の警備会社にデータ提供を行うため		
提供しようとする場合はその提供先	本庁舎総合管理の受託業者及び再委託先の警備会社 (現在プロポーザルを実施しており、総合管理の受託業者は1月中旬に決定予定)		
備考			